

# 彦根市人権施策基本方針(令和6年3月改定)の主な内容

## ◎人権施策の基本理念

市民と行政が一体となり、あらゆる差別をなくし、人権尊重の精神が根つき、一人ひとりの尊厳が守られる、人権文化に満ちたまちの実現

## ◎人権施策の基本方向

(1) 人権尊重を基調とした市政の推進	(2) 人権意識の高揚を図るための施策の推進	(3) 相談・支援体制の充実
ア 市政すべての分野において、人権を基調とした施策の立案・実施に努めます。 イ 人権尊重の行政運営を行っていくため、職員一人ひとりの人権意識の高揚に努めます。	ア 地域社会や家庭、職場、学校などあらゆる場や機会を捉えて、人権教育・啓発を推進します。 イ 人権教育・啓発に取り組む指導者を養成し、その活動を支援します。 ウ 市民や企業などによる主体的な人権教育・啓発を促進します。	ア 人権全般および個別の専門的な相談・支援窓口の充実、相談員の資質の向上に努めます。 イ 法務局や県の関係機関、団体等とネットワークを構築し、相互に連携・協力します。 ウ 必要な時に必要な相談支援を受けられるよう、様々な広報媒体を用いて、相談・支援窓口の周知に努めます。

## ◎主要な人権課題と取組方針

<p>(1) 同和問題(部落差別)</p> <p>① 教育や就労などの分野での課題は、地域総合センターをはじめ、市の関係部局において、引き続き解決に向けた取組を進めます。また相談体制の充実を図ります。</p> <p>② 差別意識の解消を図るため、これまでの同和教育・啓発や人権教育・啓発の成果や課題を踏まえて、あらゆる場で様々な機会を捉えて、人権教育・啓発を推進します。</p> <p>③ えせ同和行為に対して、市として警察や法務局、県・他市町等と連携し、毅然とした態度でこれを排除するとともに、企業に対してえせ同和行為の排除に向けた啓発を推進します。</p>
<p>(2) 女性に関する人権問題</p> <p>① 行政や企業、地域活動、政治の場での方針の立案や決定過程において、女性の意見が反映されるよう、クオータ制の導入や啓発を進め、女性参画を推進します。</p> <p>② 社会に根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、地域や家庭、職場、学校などで様々な機会を捉えて教育・啓発を進めます。</p> <p>③ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が推進されるよう企業啓発に努めます。</p> <p>④ セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンスなど全ての性暴力や性犯罪、ハラスメントを許さない社会意識の醸成に向けた取組を進めます。</p>
<p>(3) 子どもに関する人権問題</p> <p>① 子どもの人権が尊重されるよう、地域や学校において、教育・啓発を充実し推進します。また、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が尊重されるよう取り組みます。</p> <p>② 児童虐待防止のため、相談体制を整備・充実するとともに、支援ネットワークを充実し、早期発見・早期対応に取り組めます。また、市民が子育てに関心を持つよう啓発を推進します。</p> <p>③ いじめ防止のため、各小中学校で定める「学校いじめ防止基本方針」に基づき、関係機関と連携して、いじめの防止・早期発見・早期対応を推進します。また、教職員の人権研修に取り組めます。</p> <p>④ 子どもの貧困やヤングケアラーなど新たな人権課題に対応するため、子どもや家族への支援に取り組むとともに、課題に関する啓発を推進し、相談・支援体制を充実します。</p>
<p>(4) 高齢者に関する人権問題</p> <p>① 高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らせるよう、地域での支え合いの体制づくり、地域で活躍できる機会の創出や就業支援、バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。</p> <p>② 認知症に関する啓発を行うとともに、高齢者虐待の防止・早期発見の事業に取り組めます。また、判断能力の十分でない高齢者の尊厳を守るため、相談支援の充実や成年後見制度の普及啓発に取り組めます。</p> <p>③ 介護保険サービスの質の向上に取り組むとともに、地域における包括的な相談支援体制の整備を進めます。また、認知症理解のための啓発を行い、地域で見守り合うネットワークづくりを進めます。</p>

## (5) 障害のある人に関する人権問題

- ① 障害のある人のスポーツ・文化活動等を促進し、コミュニケーション支援に取り組むとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。また、障害や障害のある人に対する理解を深めるための啓発を推進します。
- ② 虐待の防止と早期発見・早期対応のため、相談支援体制の充実や虐待防止ネットワークによる連携の推進、権利擁護のための相談・支援の充実に取り組みます。
- ③ 障害のある人の地域生活を支援するため、各種障害福祉サービス等の向上に取り組むとともに、地域における住民同士の支え合い、見守り、活動のネットワーク化を促進します。
- ④ 障害のある児童生徒に対して、個性に応じたきめ細かい学校教育を提供するとともに、障害の有無に関わらないインクルーシブな教育システムの構築を推進します。また、「個別の教育支援計画」に基づき、長期的な視点で切れ目のない教育的支援に努めます。

## (6) 外国人に関する人権問題

- ① 多言語による情報提供、やさしい日本語での表記に加え、翻訳ツールを活用したさらなる多言語化を推進するとともに、日本語教室の充実に向けた支援に取り組みます。
- ② 安心して学校生活を送れるよう、日本語指導や母語による支援等の体制整備や教職員研修、また企業に対する適正な雇用と多文化共生に関する啓発を進めるとともに、災害時の外国人被災者に対する支援を充実するほか、ワンストップ型相談窓口の設置運営を推進します。
- ③ 多文化共生の地域づくりを推進するため、多文化共生に関する啓発を進めるとともに、ヘイトスピーチ解消のための啓発や人権相談に対応します。また、日本人と外国人が地域で気軽に交流できる場や環境づくり、学校での国際理解教育・国際交流活動を推進します。

## (7) 性的マイノリティに関する人権問題

- ① 多様な性や性的マイノリティの人権を尊重するための啓発やパートナーシップの周知を推進します。
- ② 性的マイノリティの児童生徒に対して学校生活上、特有の支援を行えるよう、一人ひとりの事案に応じて心情等に配慮した対応を進めるとともに、教職員に対する啓発を推進します。
- ③ 性的マイノリティに関する人権侵害事案について、関係機関と連携して相談・支援に取り組むとともに、学校で定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知を行います。

## (8) 感染症に関する人権問題

感染症に関する正しい知識と理解を深めるための啓発を推進し、学校においては感染状況や児童生徒の発達段階等に応じて感染症に関する教育を推進します。

## (9) インターネット上の人権問題

- ① 情報モラル・情報リテラシーに関する教育や啓発を推進するとともに、青少年有害情報フィルタリングサービスに関する情報の周知など、安全・安心にインターネットを利用できる環境づくりに取り組みます。
- ② 「プロバイダ責任制限法」に基づく救済制度や相談窓口を周知するとともに、法務局などの関係機関と連携して相談・支援に取り組みます。
- ③ 悪質な差別的書込みをモニタリング(監視)する「インターネットモニタリング」に取り組んでいきます。

## (10) 様々な人権問題

犯罪被害者やその家族に関する人権問題、震災等の災害に起因する人権問題、その他刑を終えて出所した人、ホームレス、アイヌの人々、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する人権問題などに対して、市民一人ひとりが正しい知識と理解を得て人権意識を深められるよう、教育・啓発を推進します。

## ◎推進体制

### (1) 庁内の推進体制

人権施策推進本部を中心に、各部署が相互の緊密な連携の下、それぞれが責任を持って主体的に取り組み、人権施策を総合的かつ効果的に推進します。また、外部の学識経験者等で構成される人権尊重審議会において、基本方針に基づく人権施策の推進および基本方針の見直し等に関する重要事項を審議します。

### (2) 職員に対する研修

人権意識の高揚を図るため、市職員に対する人権研修の充実を図るとともに、委託業務や指定管理業務に従事する民間業者の職員に対しても人権研修の機会を提供し、人権意識の高揚を図ります。

### (3) 国・県等行政機関、市民、企業等との連携

人権施策を効果的に推進するため、国・県等の行政機関と緊密に連携し、相互に協力するとともに、各種人権関係団体や企業等とも相互に連携・協力して、人権問題の解決に取り組みます。